

HighLight
今月の
注目 **2**

「誰もが安心して生き生きと暮らせる川根本町」の実現のために

川根本町まちづくり基本条例 「条例の手引き」を作成

平成24年7月1日に施行された「川根本町まちづくり基本条例」。条例のポイントについて、分かりやすくまた親しみやすいように手引き(解説書)を作成しました。皆さまのお手元に届きましたら是非ご覧ください。手引きに用いられた挿絵は、本町が掲げる「水と森の番人が創る癒しの里」をイメージして、崎平出身の画家である前澤妙子さんに、この手引きのためだけに制作していただいたものです。

▶企画課・まちづくり室
☎0547(56)2221



▲第4回策定委員会



▲町へ条例(案)提出

①まちづくり基本条例とは

まちづくり基本条例は、みんながまちづくりを行うための基本となるルールを定めたものです。つまり、町民の皆さん・議会・町が一緒にまちづくりを進める時の考え方や仕組みが書かれています。わたくしたちが、このルールに沿い、そして共に協力し合ってまちづくりを行うことができよう作られました。

②制定までの経緯

平成24年6月
条例(案)6月議会上程 議決

平成24年7月

川根本町まちづくり基本条例施行

《経緯の概要》

▼川根本町まちづくり基本条例策定委員会

平成21年11月 委員会を設置

平成23年11月 条例(案)を町に提出し委員会を解散

2年間で計22回の策定委員会を実施して、内容を検討。

▼広報紙・HPによる意見募集

平成22年8月 広報8月号・HP

平成23年3月 広報3月号

▼町民パブリックコメント実施

平成23年10月

▼まちづくり基本条例だより

平成23年8月、10月、12月

平成24年1月、5月 計5回発行

▼まちづくり基本条例説明会

平成24年2月 北部地域振興センター・山村開発センター

▼区長連絡会にて説明

平成23年12月、平成24年4月 計2回開催

③条例の特徴

条例では、まちづくりの基本原則として、「情報共有」「参加」「協働」「自然との共生」「まちの価値創造」を掲げています。情報を共有するほか、積極的な参加や協力し合うことは、まちづくりを推進していくには不可欠なことであり、また自然との共生を常に意識するとともに、もてなし



「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町」という、本町の将来像をイメージして前澤妙子さんが描きました。

やいたわり等を「形の無いまちの価値」であるとして、心地よいまちづくりを目指していくことを原則としています。そして、基本原則の具現化のため、町民の皆さん、議会及び町のそれぞれの権利や責務を定める他、住民投票制度、国等との連携、条例の実効性を高める仕組み等が盛り込まれています。

今後、町民と議会及び町がともに学び合い、協力しながら町民主体のまちづくりに皆で取り組んでいくた

【条例の概要】

		前 文	
第1章	総則	第1条	目的
各論（まちづくりの基本的事項）			
第2章	まちづくりの基本原則	第2条	情報共有の原則
		第3条	参加の原則
		第4条	協働の原則
		第5条	自然との共生の原則
		第6条	まちの価値創造の原則
第3章	情報共有	第7条	情報を知る権利
		第8条	情報共有のための制度
第4章	住民自治の仕組み	第9条	まちづくりに参加する権利
		第10条	町民の役割と責務
		第11条	まちづくり活動への支援
		第12条	生涯学習の推進
		第13条	自然環境を意識したまちづくりの推進
		第14条	子どもが健やかに育つ環境をつくる責務
		第15条	コミュニティにおける町民の役割
第5章	コミュニティ	第16条	町とコミュニティのかかわり
		第17条	コミュニティと子どものかかわり
		第18条	議会の役割と責務
第6章	町民のための議会	第19条	議員の役割と責務
		第20条	町長の役割と責務
第7章	町民のための行政	第21条	職員の役割と責務
		第22条	執行機関の組織づくり
		第23条	町の説明責任
		第24条	町民からの提案、意見、要望等に対する対応
		第25条	パブリックコメント
		第26条	総合計画
		第27条	総合計画に沿った予算執行
		第28条	財政事情の公表
		第29条	行政評価
		第30条	住民投票制度
第8章	住民投票制度	第31条	国及び県との連携
第9章	国その他の機関との連携	第32条	広域連携
		補 則	
第10章	条例の実効性を高める仕組み	第33条	条例の位置づけ
		第34条	条例の運用の充実
		第35条	条例の見直し

めに、本条例を活用していただきましたと思います。

④ 条例の手引き(解説書)について

手引きでは、「条例にはどのようなことが書かれているのか」「どうしてこのような条例が必要になったのか」「この条例を作ることによって何が変わるのか」などを記載すると

もに、前文及び全ての条文には解説文を設けることによって日頃から条例等に触れる機会のない町民の皆さんにも極力理解していただけるよう心掛けました。

また、挿絵は本町崎平出身の画家である前澤妙子さんに依頼し、この手引きのためだけに制作していただきました。この挿絵は、「水と森の番

人が創る癒しの里 川根本町」という、本町の将来像をイメージして描かれており、この町に住んでいた当時のご自身の思い出や、町の光景等をイメージしながら製作したそうです。雲が出て、雨が降り、森を潤し、川が生まれる。そして、守り神のような者たちに囲まれながら、自然や植物の恩恵の中で温かな光が射している

場所。その様なイメージと当町を重ね合わせて挿絵は描かれました。

町民の皆さんにとって、基本条例と描かれた挿絵がひとつになった「まちづくり基本条例の手引き」が、まちづくりを進めるための「大切な手引き」となるよう心より願っています。

